

## 第42回学生弓道合同研修会 決定事項

### ○東京都学生弓道連盟規約の改訂について

・東京都学生弓道連盟規約について、以下の事項に関して変更及び明確化を実施しました。

- 1、規約の不備、脱字等の修正
- 2、女子部員がリーグ戦に出場する場合の対応について
- 3、新人戦期間中の練習試合禁止の導入
- 4、新人戦・リーグ戦期間の明確化について
- 5、指導矢声について
- 6、百射会・女子部記録会の制限時間の導入
- 7、全日本学生弓道連盟規約に関して

### ○規約の不備の修正

第七十五条②「IV部ABC三校のうち」を「IV部ABC5位三校のうち」に変更しました。

第三十七条④「～審判が判断した場合」と第三十七条⑤二「～選手自身の判断」が、同一の状況において二つの処理方法を規定しており、矛盾が生じています。そこで、第三十七条④を、第三十七条⑤二「～選手自身の判断」の処理に規約を統一しました。

### ○女子部員がリーグ戦に出場する場合の対応について

都学連ではリーグ戦への女子の参加を認めていますが、その参加資格や規定に関しては不明確なままであったので以下のように明確化しました。

---

以下の場合女子部員はリーグ戦出場を一試合三名まで認める。

但し、リーグ戦に登録した女子部員は女子部リーグ戦への登録を認めない。またリーグ戦に出場した女子部員は伊勢大会への出場資格はないものとする。この制度の適用申請はその年の定時総会までとする。

- ① 当連盟女子部に加盟していない大学
  - ② 男子部員が八人未満の大学
  - ③ 女子部員が四人未満の大学
- 

### ○新人戦期間中の練習試合禁止の導入

現在、都学連ではリーグ戦期間中の練習試合を原則禁止しています。しかし、同じ公式戦である新人戦においては制度が導入されていませんでした。公平性を喫すためにも本制

度の導入を考えましたが、新人戦は新人の育成期間であり、多く試合を組みたいという意見が多くみられました。そういった意見も汲み、今後は以下のような形で禁止制度を導入することとなりました。

- 
- ① 新人戦に出場する大学は新人戦期間中の練習試合を原則禁止とする。
  - ② 当連盟が定める期日までに当連盟に連絡し許可された場合のみ、練習試合を認める。
- 

#### ○ 新人戦・リーグ戦期間の明確化について

新人戦・リーグ戦期間の練習試合を禁止するにあたって、そもそもその期間自体がいつからいつまでなのかを現状の規約では明確化されていませんでした。今回の研修会で多くの議論を重ね、

---

**新人戦・リーグ戦期間は「第一週の試合日の前日から、最終試合日まで」**

---

と決定しました。よって禁止される練習試合は上記該当期間に限られ、新人戦期間に関しては事前申請をもって練習試合を認可する場合もあり、リーグ戦期間に関しては、順位決定戦週以外は禁止となります。

#### ○ 指導矢声について

現状の都学連規約では、指導矢声を認めています。しかし、四十六条①「～次の行為または指導をしてはならない」が「指導」そのものを全般に禁じているようにも意味をとれるので、条項から「指導」の文言を削除し、また、四十六条①二、「選手の狙いを見ること」を「選手の狙いを見て伝えること」とし、規制する内容をより具体化しました。

---

#### 第四十六条

- ① 選手が射位にいるとき監督・介添・観客・選手間で次の行為をしてはならない。
    - 一、選手の体に触れて指導すること。
    - 二、選手の狙いを見て伝えること。
    - 三、射位より前に出ること。
    - 四、選手が審判の死角となる位置に出ること。
- 

さらに、行き過ぎた内容の指導矢声（具体的で射手に特定の動作を促すような文言）は規制すべきだという声が加盟校からあがり、本会でその規制の対象を明確にしました。

矢声に関して、実施要項に以下の文章を追加しました。

---

以下の文言を含む矢声を禁止とする。

- ・上下左右 ・前後 ・天地
- ・的を時計の文字盤に見立てた方向（三時、九時等）

これらの文言を含む矢声をかけられた選手の的の矢は、すべて無効となる。

---

以上の内容は本年度新人戦より適用されます。

### ○百射会・女子部記録会の制限時間の導入

明治神宮 至誠館 にて実施している百射会・女子部記録会ですが、終了時間が施設貸出時間を過ぎてしまうような事態が多くみられました。そこで、行射に制限時間を設け、より円滑な大会進行を図ることとなりました。規約に以下の文言を追加しました。

- 
- ② 一、一立の制限時間は五分三〇秒とする。  
二、弦が切れた場合等、射場審判が必要と判断した場合のみ一分間の延長を認める。
- 

### ○全日本学生弓道連盟規約に関して

競技審判して 85 条「公式戦は本規約に則る」 ですが、都学では矢声が許容されていたり、他地区規約も各々微妙に異なっており統一は難しいのが現状です。そこで、的中規定のみ全日本弓道連盟のものに則るという提案が全日本学生弓道連盟からなされました。本研修会では都学を代表しどのような意見を出すかが話し合われ、以下のように決定致しました。

---

東京都学生弓道連盟の意見として「全日本弓道連盟の的中規定に全日本学生弓道連盟も則り、公式戦において各地区はその的中規定に則るものとする。」を採用。※1

---

※1. 上記の意見を5月の春季中央委員会で提出し、そこで議論する。現段階での決定事項ではない。